

塩尻都市計画区域区分の変更（長野県決定）

計 画 書

長 野 県

塩尻都市計画区域区分の変更（長野県決定）

塩尻都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

2. おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		56.5千人	56.9千人
市街化区域内人口		38.9千人	39.2千人
市街化調整区域人口		17.6千人	17.7千人
配分する人口		—	38.5千人
保留する人口		—	0.7千人
（特定保留）		—	0千人
（一般保留）		—	0.7千人

塩尻都市計画区域区分の変更理由書

今回の見直しは、「塩尻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（塩尻都市計画区域マスタープラン）の変更に基づき、平成27年（2015年）を基準とし、目標年次を10年度の令和7年（2025年）として都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向を勘定し、産業活動の利便性と居住環境の保全との調和を図り、計画的な市街地整備が図れる区域について、区域区分の見直しを行うものです。

※区域区分とは

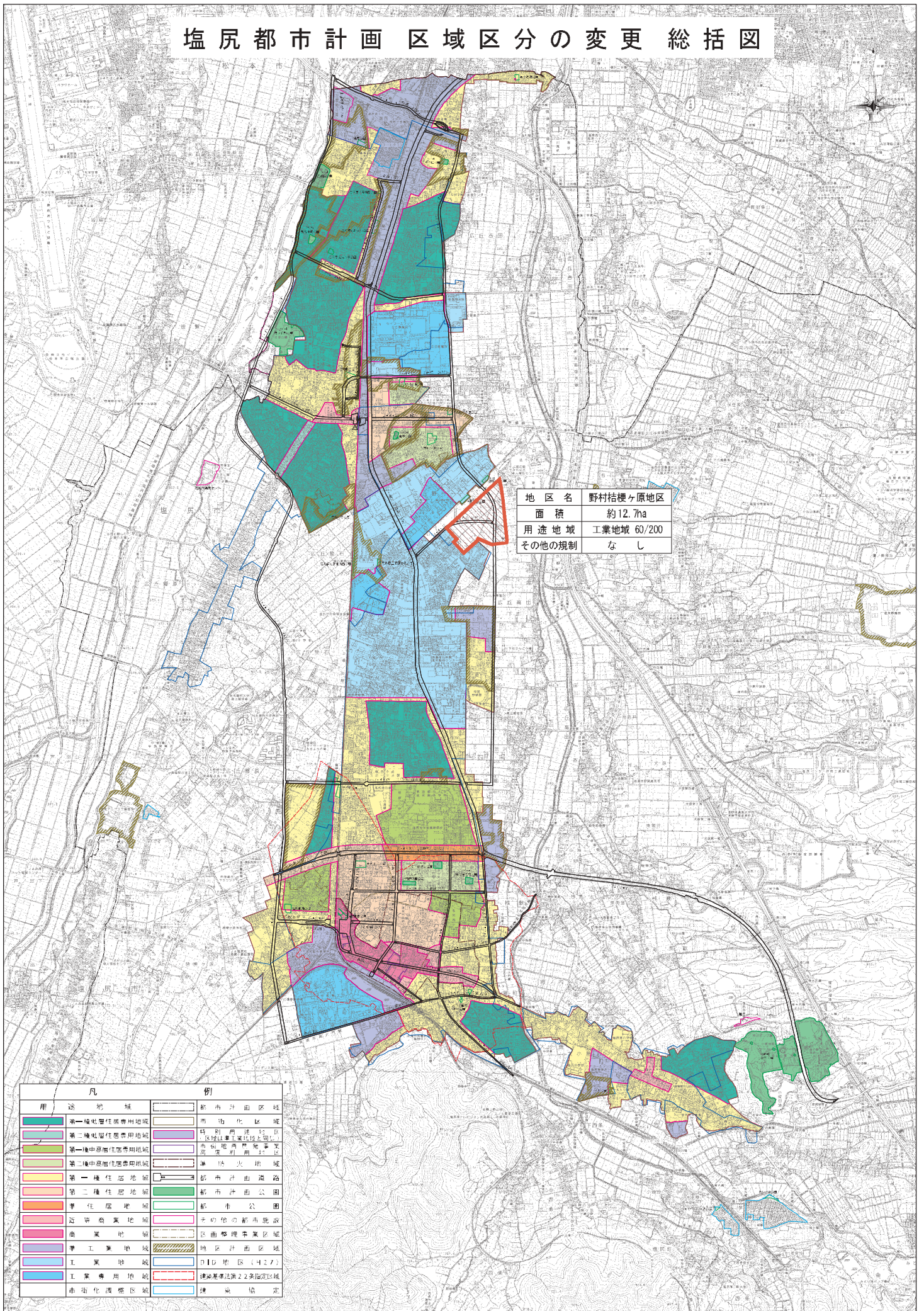
区域区分とは、都市計画法第7条において「都市計画区域について無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる」と規定されています。

この区域区分は、良好な市街地形成や、市街化調整区域の農地や自然的環境の保全ならびに市街地外への無秩序な宅地化の抑制等、良好な都市環境を形成するうえで、最も有効な手段と考えられます。

《塩尻都市計画区域区域区分の経緯》

当初決定	昭和46年	5月	17日
第1回見直し	昭和52年	7月	28日
第2回見直し	昭和59年	4月	19日
第3回見直し	平成4年	6月	25日
第4回見直し	平成10年	7月	30日
第5回見直し	平成16年	5月	13日
第6回見直し	平成24年	1月	26日

塩尻都市計画区域区分の変更総括図



地区名	野村桔梗ヶ原地区
面積	約12.7ha
用途地域	工業地域 60/200
その他の規制	なし

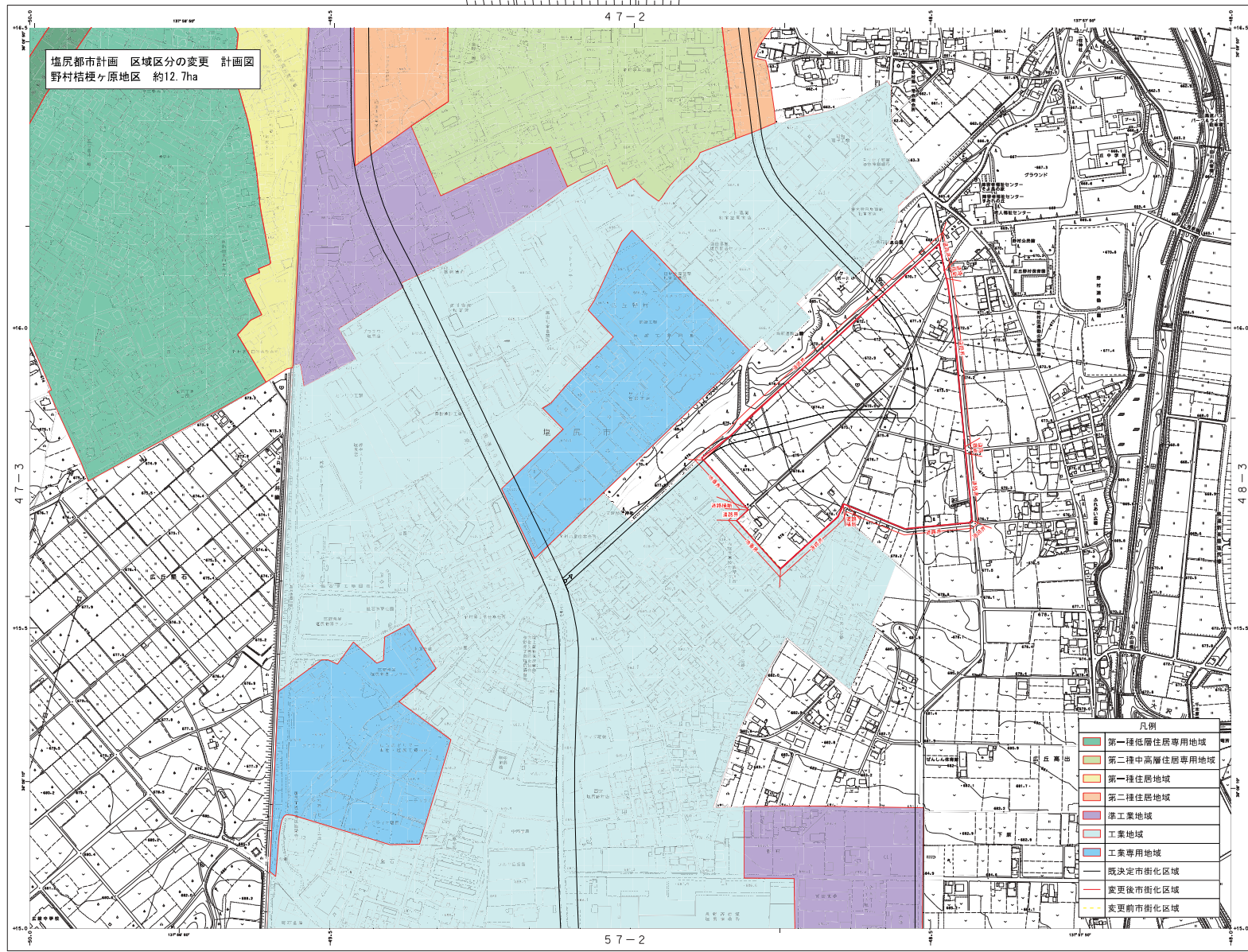
用途地域	例
第一種低層住宅専用地域	都市計画区域
第二種低層住宅専用地域	市街化区域
第一種中層住宅専用地域	特別用途地区(地区計画工業地区と同一)
第二種中層住宅専用地域	市街地再開発事業高度利用地区
第一種住居地域	準防火地域
第二種住居地域	都市計画道路
準住居地域	都市計画公園
近隣商業地域	都市公園
商業地域	その他の都市施設
準工業地域	区画整理事業区域
工業地域	地区計画区域
工業専用地域	D1地区(427)
市街化調整区域	建築基準法第22条指定区域
	津東協定

S=1:25,000

500 0 500 1000 1500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用
して得たものである。(承認番号) 平 29 関公第 64 号

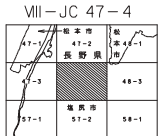
塩尻市基本図



平成24年制定
平成26年制定
平成27年制定
平成28年制定
平成29年制定
平成30年制定
平成31年制定
令和元年制定
令和2年制定
令和3年制定
令和4年制定

1:2,500

長野県塩尻市
株式会社 こしそく



図号

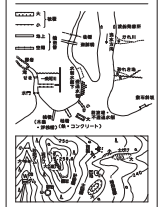
47-1	47-2	47-3	47-4	47-5
57-1	57-2	57-3	57-4	57-5

凡例

● 1000	● 2000	● 3000	● 4000	● 5000
● 6000	● 7000	● 8000	● 9000	● 10000
● 11000	● 12000	● 13000	● 14000	● 15000
● 16000	● 17000	● 18000	● 19000	● 20000
● 21000	● 22000	● 23000	● 24000	● 25000
● 26000	● 27000	● 28000	● 29000	● 30000
● 31000	● 32000	● 33000	● 34000	● 35000
● 36000	● 37000	● 38000	● 39000	● 40000
● 41000	● 42000	● 43000	● 44000	● 45000
● 46000	● 47000	● 48000	● 49000	● 50000

凡例

—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—



本図は平成14年第三次市営住宅用地指定区域に
係る区域指定図である。
図面に示した区域は、国土利用計画法第24条第1項第
号の区域指定区域である。
区域指定の区域は、市街化区域（T、P）
の区域指定区域である。
区域指定の区域は、市街化区域に
係る区域指定区域である。
区域指定の区域は、市街化区域
に係る区域指定区域である。

塩尻都市計画区域区分 新旧対照表

新

塩尻都市計画区域区分の変更（長野県決定）

塩尻都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

2. おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	56.5 千人	56.9 千人
市街化区域内人口	38.9 千人	39.2 千人
市街化調整区域人口	17.6 千人	17.7 千人
配分する人口	—	38.5 千人
保留する人口	—	0.7 千人
(特定保留)	—	0 千人
(一般保留)	—	0.7 千人

旧

(平成29年4月6日 変更告示)

塩尻都市計画区域区分の変更（長野県決定）

塩尻都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

2. おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	55.9 千人	56.1 千人
市街化区域内人口	37.4 千人	38.6 千人
市街化調整区域人口	18.5 千人	17.5 千人
配分する人口	—	38.3 千人
保留する人口	—	0.3 千人
(特定保留)	—	0 千人
(一般保留)	—	0.3 千人